

県内初！「生産性向上特別措置法（仮称）」に基づく
固定資産税の特例率をゼロとする方針を決定しました
～今後、条例改正等所要の手続きを開始します～

千葉市では、国で制定する予定の「生産性向上特別措置法（仮称）」に基づき、中小企業の労働生産性の向上を加速化させるため、投資を最大限促進する方向で、固定資産税の特例率ゼロとする方針とし、今後、条例改正等所要の手続きを開始しますので、お知らせします。

1 趣旨・概要

国では、「生産性向上特別措置法（仮称）」を制定し、今後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命実現のため、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を、新たな固定資産税の特例などにより支援することとした。

中小企業の労働生産性向上を実現するという臨時特措法の目的は、本市中小企業支援策と合致するものであることから、千葉市では、特例率ゼロとする方針とし、中小企業所有の老朽化が進む設備から生産性の高い設備への更新を後押しする。

2 課税特例の概要（詳細は別紙参照）

- ・ 中小企業が行う生産性向上の設備投資に係る固定資産税（償却資産）の課税標準を3年間、各自治体の判断により、ゼロ～1/2の範囲に軽減する（減収額の75%は交付税で措置される）。
- ・ 各自治体は、「導入促進基本計画」を策定し、国の同意を得る。
- ・ 中小企業は、市の導入促進基本計画に則した「先端設備等導入計画」が、市に認定されると、特例措置を受けられる。
- ・ 固定資産税の特例率をゼロとした自治体においては、各種国補助事業において市内企業が優先採択される。

3 見込まれる効果

- (1) 市内中小企業の老朽化した設備機器の更新が加速化され、労働生産性が向上することが期待出来る。
- (2) 企業の設備投資先として、千葉市の魅力がより高まる。
- (3) 各種国補助事業の採択を目指す企業の後押しとなる。

4 今後のスケジュール

- 5～6月 「生産性向上特別措置法（仮称）」の公布・施行
- 6月 市議会平成30年第2回定例会に、特例措置による固定資産税の特例率を定める市税条例の一部改正を提案
千葉市導入促進基本計画を作成し、国の同意を得る